約 諾 書

2018 年　　月　　日

関西教育旅行株式会社
代表取締役 福井 邦晃 殿
公益社団法人アジア協会アジア友の会
会　長　　萩尾 千里 殿

私儀、(保護者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿は、今回(参加者名)＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を第6回「土と水と緑の自然学校 in 美山」に参加させるにあたり、以下の事項について、保護者として承諾し、参加者遵守させることを誓います。

1. 土と水と緑の自然学校の開催期間中は、主催者及び指導者(以下、主催者側という。)の指示に従います。
2. 万一、主催者側の指示に従わず離団されたことに伴って発生する損害については、参加者及び保護者(以下、参加者側という。)の負担とします。
3. 土と水と緑の自然学校の現地集合時間前及び現地解散後における事故、病気又は所持品の盗難については、主催者側に対して一切の賠償を求めません。
4. 万一、土と水と緑の自然学校開催期間中に発生した主催者側および参加者の不注意によって生じた事故による損害については、主催者側が加入する保険の補償範囲を限度額とします。
   ＊事故を恐れるあまり萎縮したプログラムとすることは本学校の趣旨に反するからです。本学校の趣旨をご理解いただき、参加者側におかれても事前準備および参加中の注意を怠らないように努力を御願いいたします。
   (保険の補償範囲:1. 死亡保険金2,960万円、2. 後遺障害保険金2,960万円(最高額)3. 入院保険金(日額)3,500円、4. 通院保険金(日額)2,200円、5. 損害賠償保険金2億円)
5. 天変地災等により、土と水と緑の自然学校の現地での公式日程が開始された後に継続することが困難と主催者側が判断した場合、参加者側はそれを了承し、その際に納入した参加費等の返還は求めません。
6. 主催者側の撮影する写真やビデオ等について、主催者側が作成するパンフレット、ビデオ、ホームページ等に使用することを承諾します。
7. 土と水と緑の自然学校について疑義が生じた場合は、主催者側と参加者側の協議による解決を図ることとします。
8. 土と水と緑の自然学校に係る訴訟については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
9. 開催日までには、体調を整えて参加することとし、37度以上の微熱がある場合、体調不良などの場合は、すみやかに医療機関にかかり、医師の診断を仰ぐこととします。また、流行性の疾病がある場合、主催者側より開催中止または参加拒否されることがありますが、その場合は主催者側の判断に従います。

参加者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

親権者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印　　本人との続柄＿＿＿＿＿＿

よくお読みになった上で、記名・捺印をして下さい。